

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年9月2日(2005.9.2)

【公開番号】特開2003-15365(P2003-15365A)

【公開日】平成15年1月17日(2003.1.17)

【出願番号】特願2002-136519(P2002-136519)

【国際特許分類第7版】

G 03 G 9/097

G 03 G 9/08

G 03 G 9/087

G 03 G 9/10

【F I】

G 03 G 9/08 3 4 6

G 03 G 9/08 3 6 5

G 03 G 9/08 3 7 2

G 03 G 9/08 3 7 4

G 03 G 9/08 3 7 5

G 03 G 9/10

G 03 G 9/08 3 3 1

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月1日(2005.3.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0071

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0071】

表3は、電荷特性は良好であるが擦り落ち性は低いトナーである実施例1の摩擦電気電荷と「飛散値」、および、擦り落ち性を改善するためのポリエチレンワックスと良好な摩擦電気特性を得るために複数の電荷剤とを用いて調製されたトナーの摩擦電気電荷と「飛散値」をまとめたものである。実施例2は擦り落ち性を改善する目的でワックスが添加されているが、高い10'電荷値と、実施例1よりも高い飛散値を有していた。実施例7、8および9は、2種の電荷制御剤(CCA)、すなわち1.5pphのT77と1.0pphのMPPの混合物を含有していた。これらの10'電荷レベルは実施例2よりも低かったが、所望の範囲である-10~-30 $\mu$ C/gm内ではなかった。これらのT-O値は低く、比較対照である実施例1および2よりも良好であった。実施例3、4、5および6も、2種のCCA、すなわち1.5pphのT77および2.0pphのMPPと、0.1~0.30重量%のシリカ表面処理剤との混合物を含有していた。すべてのこれらのトナーの10'電荷レベルは、所望の範囲である-10~-30 $\mu$ C/gm内であった。実施例3はシリカ表面処理剤を含有しておらず、その2'電荷レベルは10よりも低く、飛散レベルは10よりも高く、共に所望の範囲外であった。これにシリカ表面処理剤を添加すると、2'電荷レベルが上がり、T-Oレベルが下がり、共に所望の範囲内の値となつた。実施例4、5および6は、いずれも電荷レベルとT-O値が所望の範囲内であった。